第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日

注1　搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第200条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したものをいう。以下同じ。）に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

2　別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

3　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

4　要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）第1項に規定する車いす、同告示第2項に規定する車いす付属品、同告示第3項に規定する特殊寝台、同告示第4項に規定する特殊寝台付属品、同告示第5項に規定する床ずれ防止用具、同告示第6項に規定する体位変換器、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第12項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。また、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者に対して、同告示第13項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

5　特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費は、算定しない。

○厚生労働省告示第七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第二項の規定に基づき、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表を次のように改める。

別表

指定施設サービス等介護給付費単位数表

1　介護福祉施設サービス

イ　介護福祉施設サービス

(1)　介護福祉施設サービス費（1日につき）

㈠　介護福祉施設サービス費

a　介護福祉施設サービス費(I)

i　要介護1	547単位
ii　要介護2	614単位
iii　要介護3	682単位
iv　要介護4	749単位
v　要介護5	814単位

b　介護福祉施設サービス費(II)

i　要介護1	594単位
ii　要介護2	661単位
iii　要介護3	729単位
iv　要介護4	796単位
v　要介護5	861単位

㈡　小規模介護福祉施設サービス費

a　小規模介護福祉施設サービス費(I)

i　要介護1	700単位
ii　要介護2	763単位
iii　要介護3	830単位
iv　要介護4	893単位
v　要介護5	955単位

b　小規模介護福祉施設サービス費(II)

i　要介護1	747単位
ii　要介護2	810単位
iii　要介護3	877単位
iv　要介護4	940単位
v　要介護5	1,002単位

(2)　旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）

㈠　旧措置入所者介護福祉施設サービス費

a　旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)

i　要介護1	547単位
ii　要介護2又は要介護3	653単位
iii　要介護4又は要介護5	781単位

b　旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)

i　要介護1	594単位
ii　要介護2又は要介護3	700単位
iii　要介護4又は要介護5	828単位

㈡　小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費

a　小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)

i　要介護1	700単位
ii　要介護2又は要介護3	800単位
iii　要介護4又は要介護5	923単位

b　小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)

i　要介護1	747単位
ii　要介護2又は要介護3	847単位
iii　要介護4又は要介護5	970単位